

ショートステイ 長慶の里 料金表

R4年4月

1.介護サービス費(1日あたり)

事業所番号 0270203532

要介護度	基本サービス費	看護体制加算Ⅳ	機能訓練体制加算	サービス提供加算Ⅰ	介護サービス費合計	如過改善加算Ⅰ(8.3%)	特定処遇改善加算(2.7%)	サービス費合計 1割負担	サービス費合計 2割負担	サービス費合計 3割負担	限度額内利用日数
要支援1	474円	23円	12円	22円	531円	44円	14円	589円	1178円	1767円	9日
要支援2	589円				646円	54円	17円	717円	1434円	2151円	16日
要介護1	638円				695円	58円	19円	772円	1544円	2316円	24日
要介護2	707円				764円	63円	21円	848円	1696円	2544円	26日
要介護3	778円				835円	69円	23円	927円	1854円	2781円	30日
要介護4	847円				904円	75円	24円	1003円	2006円	3009円	30日
要介護5	916円				973円	81円	26円	1080円	2160円	3240円	30日

* 長期入所(30日以上)利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合日30単位減算

* 送迎1回片道184円(対象者のみ) * 利用限度日数には送迎往復含んでいません。

* 緊急時受け入れ加算 90円/日(対象者のみ)

* 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日(対象者のみ)

* 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日(対象者のみ)

2.食費・居住費(滞在費)の額(1日あたり)

	食費負担限度額	居住費(従来個室)
第1段階	300円/日	320円/日
第2段階	600円/日	420円/日
第3段階	1000円/日	820円/日
第3段階	1300円/日	820円/日
第4段階	1,445円/日	1,171円/日

食事代
朝 420円
昼 475円
夕 550円

区分支給限度額	
要支援1	5,032
要支援2	10,531
要介護1	16,765
要介護2	19,705
要介護3	27,048
要介護4	30,938
要介護5	36,217

* 食費、居住費は世帯の所得によって異なります。

3.その他 実費自己負担

洗濯業者依頼の洗濯代	洗濯乾燥後kg294円	* 洗濯は持ち帰りか業者委託の選択
施設での洗濯代	1回200円	* 基本は行いません。衣類不足時のみ
受診・往診の医療費	実費	* 泌尿器科の往診はお車代が発生します
処置等にかかる医療品費	実費	* ガーゼ、テープ、包帯等
日常個人で使う日用品費	実費	* シャンプー・リンス石鹸等は随時持参
理美容代(奇数月来苑)	2000円	* 美容室sinが来苑
希望外出及び代理購入時の交通費(長慶苑介護輸送)	10分毎800円	職員付き添い60分1200円以降30分毎に600円増し
北星交通介護輸送の場合	メーター料金で請求	職員付き添い60分2060円～
居室で使う電化製品等電気代	1日	
電気毛布	30円	
ラジオ	30円	
テレビ(持ち込み)	50円	* サイズは関係なし
テレビ(レンタル)	100円	* 20型になります
加湿器(持ち込み)	50円	* 使用時期11月～3月
加湿器(レンタル)	100円	* 使用時期11月～3月
その他家電	50円～100円	* 確認してからになります

* 加湿器に関しましては感染症予防対策のため施設で定める使用時期に使用をお願いします。

* おむつ、パットは長慶の里で負担します。

* 介護輸送は長慶苑で常時対応できるとは限りません。

ショートステイ長慶の里 加算の詳細

看護体制加算Ⅳ

看護職員の数、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。・看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たすこと。前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること。

機能訓練体制加算

専従の機能訓練指導員(※)を1名以上配置しているものとして届け出ていること。※機能訓練指導員の対象資格 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

サービス提供体制加算 (Ⅰ)22単位/日、(Ⅱ):18単位/日 (Ⅲ):6単位/日

(Ⅰ)以下のいずれかに該当すること。①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上。②勤続10年以上介護福祉士35%以上。

緊急短期入所受入加算(介護予防を除く) 90 単位/日

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合。※当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度。※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。

利用者に対して送迎を行う場合 片道につき 184 単位

利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合。

若年性認知症利用者受入加算 120 単位/日

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。

認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位/日

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合。※利用を開始した日から起算して7日を限度。

認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位/日

・事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

処遇改善加算Ⅰ 8.3%

介護職員の処遇を改善することを目的とする。処遇改善計画を立案し、既に処遇改善を行っており、適切に報告していること。労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。職場環境等要件を満たしていること。処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。キャリアパス要件Ⅰは介護職員の任用の際に職位(役職)、職責または職務内容に応じた任用要件を定めること。職業規則などのもので書面で明確にし、周知している等条件を満たしていること。

特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%

処遇改善加算Ⅰを算定していること。現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を全産業平均年収440万円へ引き上げるための取り組みとして、介護職員特定処遇改善加算が設けられました。経験・技能がある介護福祉士で勤続10年以上の介護職員を基本としながらも、現場での業務を勘案して、法人の裁量で設定することになります。